

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 1 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係る
コールセンターの開設について（周知）

緊急小口資金等の特例貸付の実施について、厚生労働省において、問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設け、4月11日より受付を開始しました。本専用ダイヤルにおいては、特例措置の基本的な内容に関する問合せに対応することとしております。

本専用ダイヤルについて、多くの相談者の方に活用いただくために、各自治体や各社会福祉協議会等において、特例措置の概要（別添）等とともにホームページに掲載し、積極的な活用を呼びかける等の対応をお願いします。特に、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等に対し、個別の相談対応を十分に行うことができるようにするため、特例貸付の基本的な内容の問い合わせ等については、本コールセンターを利用していただくよう周知をお願いします。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただくよう、よろしく願いいたします。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

緊急小口資金等の特例貸付（概要）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

赤字は従来の要件を緩和したもの。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

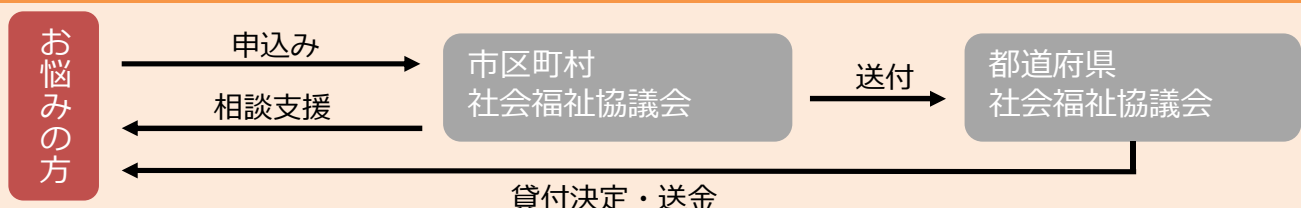
- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

貸付手続きの流れ



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。